

雇用・労政特集号

雇用・労政に関わる各機関で行う支援事業・助成制度をご案内します。

求職者の方へ

就職サポート

ジョブカフェちば

就職を希望する若者を対象に、求人情報の提供、適職診断、個別相談などの総合的な就業支援サービスを、ワンストップで提供しています。

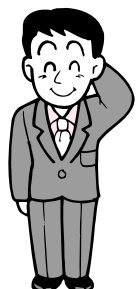
相談無料
対象：原則として15歳～34歳で就職を希望する方
開設時間：月～金曜日（祝日を除く）9時～17時

ジョブカフェちば

〒047(426)8471
個別相談・セミナー
予約専用電話

〒047(426)8472
URL
<http://www.ccj-net.or.jp/jobcate>

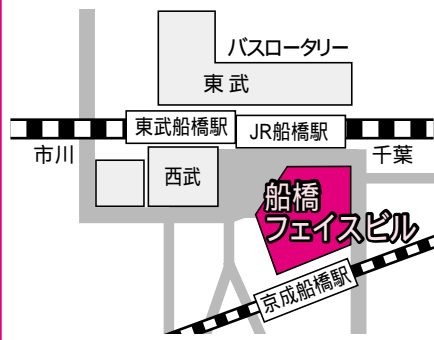
施設案内 参照



施設案内①

ジョブカフェちば

住所：千葉県船橋市本町1-3-1
フェイスビル9階
アクセス：
JR船橋駅（南口）・京成船橋駅より徒歩2分
東武船橋駅より徒歩3分



市原パートバンク

平成19年3月5日から市原パートバンクが市原市勤労会館（2Fホール）に移転し、お仕事探しの相談・紹介、求人申込書（パート）の受付などを行っています。

雇用保険の手続き等に関する業務は行っていません。
開設時間：月～水・金・土曜日（祝日を除く）8時30分～17時

市原パートバンク

〒0436(23)6941
地図番号③

就職活動相談

就職活動でお困りの方へ専門の相談員がマンツーマンでご相談に応じます。職業適性検査や能力開発（職業訓練）、応募書類の書き方、面接の受け方まで希望する職業への支援を行っています。

開設時間：月～金曜日（祝日を除く）9時～17時まで
（独）雇用・能力開発機構
千葉センター
〒043(422)5441
地図番号⑥

専門的職業経験者の再就職

千葉人材銀行

40歳以上の管理職、専門・技術職のみを対象とした国の機関（ハローワーク）です。即戦力となる職業経験（求職者）の職業相談・紹介を行っています。費用は一切無料

千葉人材銀行（ハローワークちば）

〒043(238)8200
地図番号⑦

千葉キャリア交流プラザ

概ね45歳以上～60歳未満のホワイトカラー・離職者の方へ、就職のための環境づくりと、再就職を支援するために設置された施設です。

費用は一切無料
千葉キャリア交流プラザ
〒043(302)1581
地図番号⑧

出向・移籍をお手伝いします

事業所の移転や縮小、閉鎖に伴い出向先や転籍先をお探しの方へ、個別相談や個別求人開拓、求人情報の提供など再就職のお手伝いをいたします。

秘密厳守
費用：無料
対象：センターに、受入先（出向・移籍先）探しの支援協力の要請を行った事業所に在職中の方

利用時間：9時～12時15分、13時～17時15分
（土・日・祝日を除く）
（財）産業雇用安定センター千

〒043(273)4510
URL
<http://www.techpyra.jp>

再就職の準備を支援します

育児や介護などを終えたり、今その過程であるがそろそろ再就職を考えられている皆さんに、カウンセリングによる再就職プラン作りのお手伝いや研修の案内等を行います。

再就職の準備を支援します

当事業はマザーズハローワークなどと連携しています。

手続き・要登録

支援内容：再就職準備セミナー（県内で12回予定）、再チャレンジサポートプログラム（専門コンサルタントによるカウンセリング、再就職プラン策定、職場体験講習など）
費用：無料

費用：無料

（財）21世紀職業財団千葉事務所
〒043(225)2295
地図番号⑩

生涯現役サポートセンター

専門のキャリアコンサルタントが、35歳以上、皆様からのご相談に応じて、企業への再就職に限らない、多様な働き方を支援します。

企業への再就職はもちろんです、NPOや社会福祉、農業、起業などといった多様な分野で活躍するための支援情報を提供しています。

再チャレンジの不安や悩みがあれば、ぜひ一度ご相談ください。

開設時間：火～土曜日 9時～17時（予約受付 9時～16時） 要予約
（財）生涯現役サポートセンター
〒043(273)4510
URL
<http://www.techpyra.jp>

中高年齢者（45歳以上）を対象に年金、医療保険と介護保険、雇用保険、再就職活動、いきいき健康管理、メンタルヘルス、法律、税金、独立・自営等の無料セミナーを開催し、定年退職後に直面する職業生活上の課題を解決するお手伝いをしています。また、年金セミナー後には相談にも応じております。

職業生活セミナー
日程：8月20日（水）再就職他
8月28日（木）健康管理
9月5日（金）法律
9月17日（水）税金
9月30日（火）年金

夜間セミナー
時間：各回13時10分から
日程：8月5日（火）ライフプラン
9月9日（火）雇用保険

交流会
時間：各回18時から
日程：8月8日（金）介護について
時間：13時10分から
実体験セミナー
日程：9月25日（木）独立・自営

時間：13時10分から
定員：いずれも30名（先着順、定員になり次第締切り）
参加費・テキスト代：無料
URL
<http://www.chiba-kourei.or.jp/>

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

社会保険制度・再就職支援等のセミナーのお知らせ

中高年齢者（45歳以上）を対象に年金、医療保険と介護保険、雇用保険、再就職活動、いきいき健康管理、メンタルヘルス、法律、税金、独立・自営等の無料セミナーを開催し、定年退職後に直面する職業生活上の課題を解決するお手伝いをしています。また、年金セミナー後には相談にも応じております。

職業生活セミナー

日程：8月20日（水）再就職他
8月28日（木）健康管理
9月5日（金）法律
9月17日（水）税金
9月30日（火）年金

夜間セミナー

時間：各回13時10分から
日程：8月5日（火）ライフプラン
9月9日（火）雇用保険

交流会

時間：各回18時から
日程：8月8日（金）介護について
時間：13時10分から
実体験セミナー
日程：9月25日（木）独立・自営

時間：13時10分から
定員：いずれも30名（先着順、定員になり次第締切り）
参加費・テキスト代：無料
URL
<http://www.chiba-kourei.or.jp/>

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

10月以降もセミナーの開催を予定していますので、ホームページをご覧ください。
（財）千葉雇用開発協会千葉高年齢雇用就業支援コーナー
〒043(225)7933
地図番号⑪

最低賃金法が変わります

最低賃金法の一部を改正する法律については、平成19年12月5日に公布され、平成20年7月1日から施行されます。

地域別最低賃金

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限が引き上げられます

地域別最低賃金の不払いの場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられました。

産業別最低賃金

産業別最低賃金については、その不払について最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に、地域別最低賃金に満たない賃金しか支払われない場合は、最低賃金法第4条違反の罰則（罰金の上限額50万円）が適用されることとなります。

適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。これまで適用除外の許可を受けている場合は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の経過措置期間中に減額特例の許可を申請してください。

派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額または月額で定められていることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

パートタイムで働く方へ、パートタイマーを雇用する事業主の方へ パートタイム労働法が変わりました！

- ・パートタイム労働者を雇う際は、「労働条件」をはっきり示してください。
- ・パートタイム労働者の「待遇」についてきちんと説明してください。
- ・パートタイム労働者の働き方や貢献に応じて「待遇」を決めてください。
- ・「正社員」へ転換するチャンスを整えてください。

▶URL:<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>
問千葉労働局雇用均等室 ☎043(221)2307

ちば仕事プラザネット

ちば仕事プラザネットでは、ちば仕事プラザで求職登録された方の情報をデータベース化し、求人側の企業やNPO法人、農業や福祉団体などに公開するシステムです。

求職者と求人企業等との間のEメールによる情報交換の場を提供します。

求職者側、求人側ともIDを取得しなければ利用できないため、個人のEメールアドレス等が公開されることなく情報交換をすることができます。

問ちば仕事プラザ ☎043(273)4510

▶URL:<http://www.techpyra.jp>